

（第1面）
事前協議申込書

年 月 日

（あて先） 尼 崎 市 長

申請者

住 所

氏 名

印

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

尼崎市汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導要綱第3条の規定により、次のとおり事前協議を申し込みます。

申請者の事務所の所在地					
汚染土壌処理施設を設置する事業場の名称及び所在地					
工事着工予定及び使用開始予定年月日 （すでに設置されている場合には設置年月日）					
汚染土壌処理施設の種類	浄化等処理・セメント製造・埋立処理・分別等処理				
汚染土壌処理施設の処理能力	<table border="0"> <tr> <td>m³ / 日 () 時間</td> <td>m³ / 時間</td> </tr> <tr> <td>t / 日 () 時間</td> <td>t / 時間</td> </tr> </table>	m ³ / 日 () 時間	m ³ / 時間	t / 日 () 時間	t / 時間
m ³ / 日 () 時間	m ³ / 時間				
t / 日 () 時間	t / 時間				
汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態					
他に汚染土壌処理業の許可を受けている場合は当該許可をした都道府県知事（政令で定める市にあつては市長）及び許可番号（申請中の場合は申請年月日）	都道府県知事 （市長）				
	許可番号 （申請年月日）				
汚染土壌処理施設の位置、構造等に関する事項	汚染土壌処理施設を設置する事業場の位置と周辺の状況				
	汚染土壌の処理方法				
	セメントの品質管理方法 （セメント製造施設に限る）				
	汚染土壌及び処理後の土壌の保管方法、保管容量				
	事業場敷地内における汚染土壌処理施設、汚染土壌の受入設備及び処理後の土壌の保管設備の位置及び構造				

公害防止措置及び維持管理に関する事項	大気汚染の防止措置		
	水質汚濁の防止措置		
	騒音・振動の防止措置		
	飛散流出防止措置		
	地下浸透防止措置		
	悪臭防止措置		
	維持管理計画(排ガス、排水、処理済土壌等の測定計画も含む)		
汚染土壌の処理に伴い生ずる残渣及び副生成物に関する事項	残渣及び副生成物の保管施設の位置、構造及び保管方法		
	残渣及び副生成物の処分方法		
汚染土壌の搬入及び処理済土壌の搬出の時間及び方法 (車両の場合は搬入・搬出台数及び経路も含む)			
汚染土壌の受入可否の試験方法及び受入後の運転管理上の試験方法			
環境影響調査の計画			
他法令に基づく手続きの進捗状況			
申請予定者が法第22条第3項第2号イからトに該当するか		該当する ・ 該当しない	
予定している再処理汚染土壌処理施設に係る事業場の名称及び所在地、再処理汚染土壌処理施設の許可番号、種類及び処理能力			
汚染土壌処理施設の設置用地の概要	土地の所有者の住所、氏名		
	土地の面積及び用途地域	m ²	
備考			
<p>1 印の欄の記載については、図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むようにすること。</p> <p>(1) 汚染土壌処理施設等の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図</p> <p>(2) 排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図</p> <p>(3) 設計計算上達成することができる数値については、設計計算書</p> <p>(4) 汚染土壌処理施設での処理方法については、特定有害物質の種類ごとの処理フロー図</p> <p>2 環境影響調査の計画に定める調査項目、予測方法については、廃棄物処理施設生活環境影響調査指針(平成18年9月 環境省 大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部)に準ずること。当該施設の設置に関して他法令により、環境影響調査の実施が義務付けられている場合はその結果をもってかえることができる。</p> <p>なお、既設の施設については、実測によって環境影響を把握できる場合は、予測にかえることができる。</p> <p>3 記載欄に記入しきれない場合は、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。</p>			